

平成30年8月30日

お客様各位

電気料金の請求に関するお知らせ

破産者福島電力株式会社

破産管財人弁護士 清水 祐介

1. 7月検針分の電気料金請求について

現在、福島電力から、お客様各位にあて、順次、平成30年7月検針分の電気料金に関する支払用紙等をお送りしております。

なお、検針日は地域によって異なりますので、平成30年7月検針分の料金とは、地域やお客様によって異なり、具体的には、6月2日から7月18日まで（※ 地域によっては福島電力の電力供給が最長で7月18日まで継続しているため）でお客様が福島電力の供給を受けて使用された電気につき、7月中に検針した使用量を元に算出した電気料金となります。

お客様各位におかれましては、支払用紙等がお手許に届きましたら、内容ご確認のうえ、お支払いをお願い致します。

2. 8月検針分の電気料金請求について

上述のとおり、検針日は地域によって異なり、また福島電力による電力供給の停止日も地域によって異なっておりますので、福島電力からの電気供給の最終日が平成30年8月中の検針期間にかかるお客様には、追って、平成30年8月検針分の料金の請求をさせていただくことになります。

該当のお客様には、9月以降、順次、平成30年8月検針分の電気料

金に関する支払用紙等をお送り致しますので、支払用紙等がお手許に届きましたら、内容ご確認の上、お支払いをお願い致します。

3. 請求書が二重に届く場合などについて

破産開始前には、福島電力から、お客様に対し、二重に請求書等が届くような事例があったとの報告を受けております。破産開始後においては、そのようなことのないよう、細心の注意を払って支払用紙等をお送りしておりますが、万が一、二重に請求書等が届くような場合には、直ちに確認させていただきますので、大変お手数ですが、下記のコールセンターまでご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

4. お問い合わせ先

お客様の使用量及びご使用期間は、下記 URL のお客様マイページでご確認いただけます。請求書が届き、使用期間等にご不明点がございましたら、お客様マイページでご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

また、電気料金の請求等に関するお問い合わせは、下記のコールセンターでも受け付けておりますので、ご不明点がございましたらご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

使用量及びご使用期間の確認

お客様マイページ <https://cis.lesin.co.jp/fepco/login>

なお、ログイン ID とパスワードは、福島電力からお切替をして頂く際にご案内しておりますので、ご確認下さい。ご不明な場合は下記コールセンターまでお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

電気料金の請求等に関するお問い合わせ先

福島電力株式会社コールセンター 電話 **0120-057-445**

(受付時間) 午前 9 時～午後 6 時

以 上